

## 東大和市観光マップへの飲食店掲載募集要項

### 1 目的

東大和市では、市外からの来訪者や外国人観光客、市民の皆様に、地域の魅力をより深く知ってもらうために「東大和市観光マップ」を作成しており、令和7年度新たに「東大和市観光マップ」を作成する予定です。

来訪者が利用しやすい情報を掲載するとともに滞在時間延長や消費拡大を促進するために、観光マップへの飲食店情報の掲載に協力していただける店舗を募集します。

### 2 掲載内容（予定）

（1）観光マップは地図面を表面に、情報面を裏面に作成します。

▽地図面のイメージ（令和5年度作成版）



（2）観光マップの地図面に、応募店舗の店舗名と主たる取扱料理を表にして掲載します。また店舗の位置を地図面の地図上に番号などの表記で掲載します。

## ▽掲載イメージ

店舗の位置を地図上に番号で示す予定です。

| 地図上の番号 | 店舗名     | 主たる取扱料理 |
|--------|---------|---------|
| ①      | 東大和屋    | そば      |
| ②      | 東大和亭    | ラーメン    |
| ③      | Hyamato | パン      |

- (3) 一部の店舗については、取材と写真撮影を行い、観光マップの情報面に店舗紹介文や料理の写真を掲載します。

## 3 選定方法

- (1) 原則として観光マップの地図面には応募店舗全店舗を掲載する予定ですが、おおよそ50店舗を超えた場合には、紙面の都合上、主な取扱料理やエリアのバランスなどを考慮のうえ、東大和市観光マップ作成委託業者が掲載店舗を選定します。
- (2) 観光マップの情報面に掲載する一部の店舗については、東大和市観光マップ作成委託業者が掲載店舗を選定します。

## 4 作成部数

15,000部(予定)

## 5 観光マップ配布及び掲載期間

令和8年4月～令和10年3月末(予定)

## 6 配布場所

東京都観光情報センター(新宿区)、東京都観光情報センター多摩(立川市)、多摩モノレール主要駅、市内公共施設等で配布します。

## 7 応募資格

- (1) 次のすべての条件を満たしている店舗であること。
- ア 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業許可を取得し、適正に営業していること。
- イ 市税などを滞納していないこと。

- ウ 公序良俗に反しない営業を行っていること。
- エ 役員等が暴力団関係者でないこと、若しくは暴力団関係者が経営に実質的に関与していないこと、又は役員等が暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に該当する業態でないこと。
- カ 政治的・宗教的活動を目的とした店舗でないこと。
- キ 本店又は本社が東大和市内であること。
- ク 特定の利用者に限定された店舗でないこと。（例：社員専用、施設利用者限定など）
- ケ コンビニエンスストア、スーパーマーケット、全国チェーン店でないこと。
- コ 通年営業を行っており、今後も継続的に営業する見込みがあること。
- サ 営業時間内に「昼の時間帯（おおよそ 12 時～15 時）」の営業を行っていること。

（3）次のことについて同意していただけること。

- ア 観光マップの地図面での掲載について、応募店舗がおおよそ 50 店舗を超えた場合には、掲載店舗を東大和市観光マップ作成委託業者が選定すること。
- イ 観光マップの情報面での一部の店舗情報の掲載について、東大和市観光マップ作成委託業者が選定すること。
- ウ 東大和市観光マップ作成委託業者による取材及び写真撮影に協力ができること。
- エ 掲載位置や表のデザインなどについて、東大和市観光マップ作成委託業者に一任すること。

## 8 申込方法

### (1) 応募期間

令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

### (2) 応募方法

市公式ホームページの申込フォームより応募資格を確認のうえ、必要事項を入力してお申込みください。

## 8 費用負担

無料

## 9 掲載までのスケジュール

### (1) 掲載が決まった店舗

地図に掲載する店舗情報について、12月下旬から1月中旬頃に、スポーツ観光課からメールで、内容確認をお願いする予定です。

### (2) 一部の店舗

東大和市観光マップ作成委託業者より、11月中旬頃に、取材及び撮影の日程調整のご連絡を差し上げます。その後、12月下旬から1月中旬頃に、スポーツ観光課からメールで、店舗情報について内容確認をお願いする予定です。

### (3) 掲載できない店舗

応募店舗がおおよそ50店舗を超え掲載ができない店舗については、12月中旬頃に、スポーツ観光課からメールでご連絡する予定です。

## 10 問い合わせ先

東大和市 市民生活部 スポーツ観光課 042-563-2111（内線 1553）